

一時保育(一般型)のご案内

一時保育事業は、豊中市から委託されている事業です。一時保育についてご案内いたします。
下記の内容をご覧ください。

名 称	幼保連携型認定こども園 豊中愛光幼稚園
目 的	保護者がパート就労など、週1～3日だけ継続的に働いたり、あるいはケガや病気で入院されたり、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難になった乳幼児を豊中愛光幼稚園で保育する事業です。
利用資格	豊中市に住民登録があり、市内に在住の方。
利用できる方	満1歳児から就学前の乳幼児。 * 1週間に1～2日、最大3日まで、1ヶ月12日が限度。 (1) 継続的保育 保護者の就労等で、週1～2日、3日を限度として継続的に保育が困難となる場合。 (2) 緊急一時保育 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、12日を限度として緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合。
利用時間	* 9:00～17:00 就労等に応じて、上記の時間外の前後も利用可能です。(要相談)
利用日程	* 月曜日～金曜日(祝日を除く・土曜日は要相談)
利用料	1人日額 2,200円 飲食費 400円
利用方法	(1) 事前登録制です。豊中愛光幼稚園 事務所にて登録ください。 * 2園以上に登録することはできません。 * 登録園を変更する場合は、既登録園(所)に「辞退届」を提出してください。 (2) 申込みの際に必要な書類 ① 一時保育事業利用登録書 ② 一時保育事業利用申込書 * 継続的保育必要の場合は、前の月の20日までに申込みください。 ③ お子さんの健康状態について (3) 提出後、面接を行います。面接には、お子さまと一緒にお願いします。 * 面接時に、利用に際しての条件や持ち物等の説明を行います。 * 面接終了後、利用承諾書をお渡しします。 (4) お子さんの医師による健康診断が必要です。「一時保育事業利用についての意見書」をお渡しします。この書類を持参して受診してください。(受診料各自負担) (5) 利用の必要がなくなった場合は、幼稚園に「一時保育事業利用辞退届」を提出してください。 (6) 園行事や日常の教育・保育に影響がある場合など、利用人数の制限、利用できない日などがあり、お断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

～ 連絡・お問い合わせ先 ～

学校法人 キリスト教会学園 幼保連携型認定こども園 豊中愛光幼稚園
〒560-0026 豊中市末広町1丁目2番28号 ☎ 06-6853-9677

